

Title	枕草子三卷本「たちはたまつくり」について
Author(s)	林, 和比古
Citation	語文. 1973, 31, p. 3-11
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68605
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

枕草子三卷本「たちはたまつくり」について

林 和 比 古

枕草子三卷本で、ふつう十九段目に当る所に「たちはたまつくり」といふ簡単な詞句が来る。これに当る章段が他系統本に存在しないのである。次頁の二四段までの対照表によっても分るとはり、三卷本二類本にのみ有つて、他系統本すべてにわたつて存在しないのは、この段のみといふ特異の存在である。

現存三卷本一類本は七七段「あぢきなき物」までをすべて飲むのであるから、十九段が飲けてゐるのは当然として、飲む前の一類本原本にこの段が存したか否か、それがまづ問題である。三卷本一類本から本文を抄出したといはれる三卷本抜書本（校本枕冊子所載の永禄本による）にはどこにも見えないが、見えないからといって三卷本一類本に本来存しなかつたとは即断できない。抜書本は名の通り抜き書きであるから、章段及び章段内の辞句を適宜省略するのが常套手法である。後掲対照表によつてみるに、

○抜書本は11「山は」から18「わたりは」まで一類本の章段をすべて抄出してゐると見られるのであるから、もし「たちは」が原本に存すれば、その位置で抄出される確率が高いが、抜書本に抄出されて

ゐないのは、一類本にはもともと無かつたのではないか。

○19「たちは」・20「家は」・21「清涼殿の」・22「生ひさきなく」と続いてゐる段が、抜書本にすべて存在しないところを見ると、これらはもともと一類本に存在したが、抜書本で「たちは」は他段とともに省略された可能性がある。

かやうに両様に考へられて、抜書本に「たちは」が存在しないことによつては、一類本に本来存在したとも存在しなかつたとも決定できないのである。言ひかへれば、一類本以来存在したとも、二類本から生じたとも、どちらとも仮定することが可能である。また「たちは」の前に18「わたりは」の段があり、原本では「わたりはたまつくりのわたり、しかすかのわたり、みつはしのわたり、こりすまのわたり」となつてをり、この「たまつくりのわたり」と「たちはたまつくり」とが何等かの關係をもつとも考へられる。また「たちはたまつくり」を書いた者が何者かといふ作者説の立場からも考へなければならぬ。かやうにこの問題には、本文の前後關係問題、作者問題がからんで、極めて複雑な解釈が生じる。そのうち可能性の多い考へ方を次に二、三挙げる。

一、原作者が原初稿としての三卷本に第十九段として、「たちはた

(一) 章段存否対照表 (三卷本24段マデノ各本ノ章段ノ存否ヲ対照スル)

春は曙 ころは 正月一日は おなじことなれども 思はむ子を 大進生目 上に候ふ御猫 正月一日 よろこび奏する 新内裏 山は 市は 峯は 原は 淵は 海は みささぎは わたりは たちは 家は 清涼殿 生ひさぎ すさまじきもの たゆまるるもの	三卷本		抜書本	能因本	堺本	前田本	備考
	類本	本					
	24	23	⑫ × 一部抄出	23	○ ○ × × ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × × ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	○ハ存在スルモノ、×は存在セザルモノ ○ノ中ノ算用数字ハ、三卷本ハ古典全書 版、能因本ハ校本ノ段番数
	②	①	② 一部抄出 × ①	② ①	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × × ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	
	③	④	③ 一部抄出 × × × ④ 殆ど全部 × × ×	③ ④	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × × ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	
	④	⑤	④ 殆ど全部 × × × ⑤	④ ⑤	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × × ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	
	⑤	⑥	⑤ ⑥	⑤ ⑥	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × × ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	
	⑥	⑦	⑥ ⑦	⑥ ⑦	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × × ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	
	⑦	⑧	⑦ ⑧	⑦ ⑧	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × × ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	
	⑧	⑨	⑧ ⑨	⑧ ⑨	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × × ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	
	⑨	⑩	⑨ ⑩	⑨ ⑩	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × × ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	
	⑩	⑪	⑩ ⑪	⑩ ⑪	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × × ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	
	⑪	⑫	⑪ ⑫	⑪ ⑫	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × × ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	
	⑫	⑬	⑫ ⑬	⑫ ⑬	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × × ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	
	⑬	⑭	⑬ ⑭	⑬ ⑭	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × × ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	
	⑭	⑮	⑭ ⑮	⑭ ⑮	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × × ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	
	⑮	⑯	⑮ ⑯	⑮ ⑯	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × × ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	
	⑯	⑰	⑯ ⑰	⑯ ⑰	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × × ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	
	⑰	⑱	⑰ ⑱	⑰ ⑱	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × × ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	
	⑱	⑲	⑱ ⑲	⑱ ⑲	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × × ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	
	⑲	⑳	⑲ ⑳	⑲ ⑳	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × × ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	
	⑳	㉑	⑳ ㉑	⑳ ㉑	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × × ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	
	㉑	㉒	㉑ ㉒	㉑ ㉒	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × × ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	
	㉒	㉓	㉒ ㉓	㉒ ㉓	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × × ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	
	㉓	㉔	㉓ ㉔	㉓ ㉔	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × × ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ × × ○ ○ ○ ○ ○	

(二) 枕草子「わたりは」の
段の対照表

前田	三抜	三2	三1	能因	堺(宸)	1	2	3	4	5	6	7
わたりは	わたりは	わたりは	(不明)	わたりは	わたりは		たまつくりの わたり	しかすかのわたり	みつはしのわたり	こりすまのわたり	みつはらの渡	たまつくりの わたり
								しかすかの渡		こりすまのわたり		
								しかすかのわたり				
								みつはしのわたり				
								こりすまのわたり				

まつくり」と書きつけた。従って一類本・二類本共にこの詞句が存在したであらう。(三卷本原初説に立つ考へ方)
 口、中世の校合者が堺本の第十八段「わたりはたまつくりのわたり」からとって三卷本二類本に十九段「たちはたまつくり」と加筆した。従って本来の一類本にはこの詞句は存在しなかったであらう。(三卷本原初説と否とにかかはらぬ考へ方)
 へ、三卷本改作者が堺本の「わたりはたまつくりのわたり」を採って三卷一類本の十九段に「たちはたまつくり」と改作した。従ってこれは三卷本本来の詞句である。(私の三卷本改作説の考へ方)
 ニ、三卷本十八段は、
 わたりはしかすかのわたり、こりすき(きはまの誤であらう)のわたり、水はしのわたり、たまつくりのわたり
 とあった。それを書写者が——の部を

たちはたまつくり
 と誤って、十九段が生じた。誤ったのは何時であるか新古は分らないが、二類本成立の時点以前のことである。
 結果は次のやうにまとめられる。
 一、三卷本原初稿。この詞句は一類本二類本共にあった。
 口、二類本に中世以前にこの詞句が書込まれた。
 (一類本にはなし、三卷本は原初、改作どちらともあれ)
 へ、三卷本改作稿。この詞句は一類本二類本共にあった。
 ニ、三卷本二類本にこの詞句が誤写衍入された。
 (恐らく一類本から)(原初・改作どちらともあれ)
 右のやうな仮説が立てられるが、その一々の得失について検討したい。次に「わたりは」の本文対照表を掲げる。

注。界本は宸翰本を用いた。高野本も詞句の順序に相違はないが、この段では文字に一、二誤写がある。

三卷本二類本5「こりすまのわたり」は同系統諸本かくあるが、「こりすまのわたり」であらう。内閣本に「こりすまのわたり」とある「き」―「ま」間の誤写は多い。

三抜6「みつはらの渡」は「みつはしの渡」であらう。「ら」―「し」間の誤写は多い。

二

さらに問題を複雑にする点は、「たちはたまつり」の題目の「たち」を如何なる性質のものと考えるにかかっている。

1 「たち」を「館」とみる説

。「館は玉造」であらうか。(田中重太郎博士―古典全書枕冊子)。太刀か館か明らかでない。次の「家は」への連想としては、金殿玉楼の意の「館」にもとれなくはない。(池田龜鑑博士―全講枕草子分類の部、土木家屋に関するものとしてある)

。通釈 「館の中では玉造の館がよい。」

語釈 館であらう。和名抄に「館、太知、日本紀私記伝、无路都美(ムロツミ)客舎也」とある。貴賓、官使などの寓する官舎。また貴人の邸宅にもいう。

鑑賞 この段は三卷本系統以外のものにはないものでとくに、つぎの家にたいする特別な例としてあげられたものである。(以上塩田良平博士―評釈枕草子)

。太刀か館か不明。次の「家は」への関連としては金殿玉楼の意の館とも解されなくはない。(岩波日本古典文学大系池田龜鑑

博士の注釈)

。次段の「家は」につらなる段としては、「館は」とありたいところでもある。(岸上慎二博士―校訂三卷本枕草子)

2 「たち」を「太刀」とみる説

。「たち」を「太刀」とみる説(萩谷朴氏)もある。―田中重太郎博士・朝日古典全書(林云、萩谷朴氏の説は何書にあるか未詳なので引用のまま)

。一説に「太刀は玉造」として、黄金造、銀造とおなじく太刀の外装の一種とするが、いかが。(塩田良平博士―評釈枕草子)。太刀とるのはおもしろいが、前後の段の連想が飛躍しすぎている。(塩田博士―評釈枕草子)

3 「たち」を「わたり」の誤りとする説

。池田龜鑑博士一説―

補説 この段は三卷本第二類にのみあるもので、前段「わたりは」との関係で疑問がある。

釈義

たまつくり―「たち」を「わたり」の誤りと解し、これを渡の名とすれば、「玉造」の地名は諸国にわたってあるが、ここはおそらく摂津の国東成郡にある玉造江の渡であらう。(全講枕草子「たちは」岩波日本文学大系にも同様の注がある)

右の1、2、3の「たち」の意味の相違に感じて前掲イロハニの仮説の解釈も分れてき、おそらく仮説は十種以上も立てられるであらう。その中可能性のありさうなものを左に掲げ、検討することにしよう。

A、まづ3の説を検討しよう。これはニの説と組合はされるもので、三巻本原初本十八段には

わたりは しかすかのわたりこりすまのわたり水はしのわたり
たまつくりのわたり

とあったと考へるものである。それをいつの時点でか書写者が「たり」を「たち」と見誤ったため、「たちはたまつくり」なる詞句と読み取られ、十九段が独立するようになった。それが二類本の状況であるといふことになる。誤写は一類本にすでに存したか、二類本校合の時点で生じたかは明らかでない。(その時書写者が「たち」を「館」と理解したか、「太刀」と理解したかは分らないが、とにかく「わたり」とは別箇のものとして考へて前段を区別したのであらう。)

これは簡単な考へ方で、かやうに解釈できればそれが最も好ましい途であるが、左記のやうな難点があつて容易に採れないのである。

原 本	………	水はしのわたり		たまつくり		のわたり
誤写本	………	水はしのわたり	→	たち	→	←
				たまつくり		←

誤写本が成立する際「たち」に当る「たり」は原本に存在するが、「は」に当る文字は存在しない。また原本の「のわたり」に当るものは、誤写本に存在しない。誤写の場合は原本と誤写本の該当字句はだいたい量的に一致するのが通例である。この場合さやうな一致を缺いてゐる。従つて「わたり」が「たち」に誤写されたといふこ

の場合を考えにくいことになり、改竄改作といはねばなるまい。改竄改作は次項以下の場合に検討する。

B、三巻本は一類祖本の時代から、十八段は現存二類本のままで存し、十九段は存在しなかつた。それが室町時代になつて、何人かによつて堺本と校合された。(校合者については田中博士と楠道隆教授の間に見解の相違がある。)校合者は堺本の十八段「たまつくりのわたり」を参考として三巻本一類本十八段の次に「たちはたまつくり」なる辞句を挿入した。それが二類本の現存形である。「たち」を「館」と解するにせよ、「太刀」と解するにせよ」これは一種の改竄行為である。改竄ならばA項で述べた様な原本と誤写との間の相違は、問題にならない。しかし、校合はあくまで辞句の校合であつて、校合本のどれにも存在しない辞句や章段を新作添加することでもなく、また削除することでもない。従つて校合者がどの本にもない詞句「たちはたまつくり」を三巻本に新作添加することの必要性が理解できない。従つて口の校合記入説も採用し得ないと考へられる。

C、右AB以外にも考へ方があらう。例へば三巻本を原初稿と考へ、それは十八段、十九段とも現存三巻本二類本と同様なものであつたとし、能因本はその三巻本によつて作られたものであるが、「たまつくりのわたり」と「こりすまのわたり」の二項を削除して成つたもの、また堺本は三巻本に「たまつくりのわたり」を付加して成つたものである。十九段は、能因本においても、堺本においても削除されたとするのである。これは一見成り立ちうる様に見えるが、次の点に不自然さがひそむ。

(一) 堺本作成者は三巻本の「たちはたまつくり」を削除し、こ

れを十八段に入れ、「たまつくりのわたり」の1項目を付加したことになるが、別人としてその様な大変更をすることは不自然でないか。また変更の必要性も考へられない。

(ii) 能因本・堺本の作成者は互に別人でしかも原作者とも無関係の人である筈だ。それが申し合わせた様に十九段を削除するといふことは不自然でないか。その偶然性の説明がつかない。従つてイの場合もあり得ないこととして省く。

「たちはたまつくり」の詞句は簡単なるにもかかはらず、前述A項B項C項とも容易に採り難い点があるので、世の学者も解決に苦しむのであらう。

そこで私は、私の枕草子成立の仮説をもつてこれの解釈を試みようと思ふ。即ちハの場合を考へるのである。

その前に前田本の成立を一瞥しておかう。前田本は、分類堺本と能因本（私に言はせれば改稿本）を以て後人が合成したものであるといふ補道隆教授の説が既に行なはれてゐて、明瞭である。即ち「わたりは」の段では、能因本の「わたりは しかすかのわたり、みつはしのわたり」の次に能因本に無く堺本のみにある「こりすまのわたり」を加へ、さらにその後、堺本のみにある「たまつくりのわたり」を加へてできたものであらう。素直に堺本、能因本の項目を合成してゐる。前田本の編者は単純な蒐集校合者の性質を有し、故意に本文を改作しようとする気がなかつたと考へられる。私の仮説―即ち枕草子の原初的な本文を雑纂堺本とし、原著者がこれを改稿した改稿本ができた。（その代表的な一本が能因本）別人改作者がこの堺本と能因本を見合はせつつ、作ったのが三巻本であ

るとするものである。―によれば、三巻本の成立は前田本の成立と似た所がある。

D、右の考へ方で、十八「わたりは」の段を見ると、堺本は第二項目以下に「しかすかの渡り、みつはしの渡り・こりすまの渡り」とあり、能因本に「しかすかの渡り・みつはしの渡り」とある。これを参看して三巻本の「しかすかの渡り・みつはしの渡り・こりすまの渡り」を改作者が作ったと考へられる。この時「みつはしの渡り」と「こりすまの渡り」の順序を前後させ、堺本の「たまつくりの渡り」を削除したが、これは改作者の意図的な所作で、前田本の編者の素直さとはちがふと考へられる。さらに改作者は十八段で削除した「たまつくり」を素材として、原著者の意図の埒外に踏出して一段を作った。それが十九段「たちはたまつくり」である。従つて「たちはたまつくり」なる詞句は三巻本祖本以来のものであり、抜書本に於てこれの採られなかつたのは、抜書本作者の意図によつてであると解される。この時改作者は「たち」に恐らく「館」を考へてゐたのであるまいかと思ふ（後述参照）。これが私の仮説による十九段本文の解釈である。他の校合書写者に特別な意図を否定するにもかかはらず、三巻本にのみ私がかやうな改作者の意図を描定するのは何故か。三巻本の本文を研究すると、各所に堺本や能因本の本文とは意図を異にする、もしくは矛盾すると思はれる語句や構文を発見することによるのである。（このことは先行拙論で指摘してきた）そこから私は三巻本改作者を想定するのである。（この三巻本改作者の具体的な映像については近い機会に発表する予定である）このやうな仮

定よつてのみ、三巻本の「たちはたまつくり」の本文が解釈できると思はれる。

四

「たちはたまつくり」の解は前掲の様に

。館の中では玉造の館がよい。(塩田博士)とし、

。「太刀か館か明らかでない。次の『家は』への連想としては、

金殿玉楼の意の『館』にもとれなくはない。」(池田博士)

とされているところを見ると、

a 「館は玉で造つた立派な館がよい」

と考へられてゐるやうである。しかし、「金殿玉楼」といふ漢語はあるが、「玉で造つた家」といふ特別な家の存在もきかないし、また立派な家の形容としての「玉造りの家」とか「玉造りの館」といふ熟語も耳にしない。「館」は「貴賓の官舎とか貴人の邸宅」を指すやうであるから、「たちは玉で造つた立派な邸がよい」といふのは詞句そのものには矛盾はないが、いかにもまづい。清少納言はその様な平凡・常識的な表現は行はずがなと思はれる。とする

と、「玉造」をやはり固有名詞として、

b 館は玉造の地にある(もしくは玉造といふ名称の)館がよい。という意味にとりたいていである。そこで「玉造」を名に負ふ館なるものは古来どんな所があらうか、すこし調査することにする。

少し時代を広げて「玉造」の地名に關係のある固有名詞をさがすと、陸前国玉造郡の玉作柵(玉造柵とも)・玉造寒がある。これを取入れて

館は玉造の塞がひとふし心にとまる

といふ詞句が成立てばおもしろいのである。玉造の塞が平安朝人の語意識で「館」に包摂される同位概念、もしくは下位概念になればよい。しかし「館」は平安朝では「貴賓の宿舎・貴人の邸宅・国守の公館」を指してをり、「塞」あるいは「柵」は「辺境の要害」であつて、同概念もしくは類以概念とすることができない。大日本国語辞典が「館」を説明して「城の狭小なるもの」として同類視してゐるが、これは賛成できない。「城」は戦争を予定して造られた領主の居住であり、戦争予定といふ点で「塞」或いは「柵」に類似するもので、「城の狭小なるもの」といふ説明は「塞」に当てらるべきものであらう。国守の公館が中世戦乱の世にあつては争闘の場になるため、「城」と同一視せられるやうになるのであるが、大日本国語辞典に引く平家や徒然草の館はやはり中古の「貴人の邸宅・国守の公館」の意味を保持して、なるほど戦闘も行はれたが、城や塞と一線を画すべきであらうと思ふ。従つて前述の「館は玉造の塞がひとふし心にとまる」は平安朝人には生じ得ない、奇異な表現であつたらうと思ふのである。

こゝで思ひ出されるのは撰津国玉造と鴻臚館との事蹟である。推古天皇の頃から難波の地に高麗館・三韓館・百濟館の名が見え、外国使臣の送迎宿泊の客舎として使はれた。これらは難波大郡の地に存在し、難波館とも呼ばれ、後に鴻臚館と呼ばれた。これが前述の「貴賓の官舎」にあたり、和名抄の太知・无路都美・客舎にあたる。そののち外使の客舎にあてられることがなくなつたとみえ、仁明天皇の承和十一年(八八四年)ごろには国司の奏請によつて国府庁に転用されることになつた。今の東成区北国分町は旧、国分町で、これが玉造の区域内に当る。国分は国府にあたるとみれば、玉造は鴻臚

館の所在地で、平安朝では摂津国庁の所在地であったことになる。

(大阪市史・国史大辞典等による)

三巻本改作者が「たちはたまつくり」といったとき、「館は摂津玉造にある国庁の建物が立派である」の意に使ったと考へてみてはいかがであらうか。

c 太刀は玉で造った太刀がよい

金や銀で装飾した太刀、即ち「黄金作りの太刀」とか「白金作りの太刀」は物にもよく見かけるが、玉で装飾した太刀の事は知る所がない。従ってこれは無理な表現といはねばなるまい。

d 太刀は玉造の地で造ったのがよい

これも太刀を鍛造した有名な地としての玉造は耳にしない。恐らくこれも可能性のない表現である。a c d 何れも無理な表現である。改作者が堺本「わたりはたまつくりのわたり」を三巻本に補入せんとして、急転回をして十九段「たちはたまつくり」と改作した。その時彼は前述bの後段の意味をうかべつつあったのではないかといふのが私の推測である。

堺本十八段の「たまつくりのわたり」は右に比すれば極めて自然な表現といふべきであらう。玉造なる地名は全国に多いが、この玉造は恐らく摂津の「玉造」を指すものと思はれる。玉造江はまた猪飼津とも称し大阪東部の湾入地で、新勅撰集小町

湊入る玉造江に漕ぐ船の音をそたてね君を恋ふれど (「みといりの玉造江」とする本文もある)

の如く、玉造舟行の和歌がその他にも読まれてゐるから、「玉造のわたり」なる句は他の書に見えないが、当然この地に「わたり」

(渡船場)のあったことが想像される。

「玉造」には「みちのくのたまつくり」の歌枕もあり、

みちのくのたまつくりえはこぐ船の音にはたてず君こふるみは
(古今六帖)

みちのくのたまつくりえにこぐふねのほにこそいでね君をこぶ
れど (小町集)

と使はれるので、清少納言の意識した「玉造の渡り」は奥州のか摂津の方が判明しにくく、和歌の用例も両方便はれてゐる様であるが、こゝでは摂津の玉造と考へておく。

原作者清少納言が伝説又は噂話から得た知識で摂津玉造の渡りのことを識つてをり、「渡りはたまつくり」なる詞句をはじめ堺本に記載した。改稿の時はなんらかの理由で「玉造りの渡りが埋立てられたか?」その部を削った。それから程経て、三巻本改作者が堺本・改稿本(能因本)を左右にしながら詞句を改作した。その時玉造の渡りはすでに存在しなくなつたか、世間では言はなくなつたか何かの理由で、再掲するのをやめ、そのかはりとして、玉造が古来から難波の鴻臚館または摂津国府庁などの建造物で知られてゐたので、「たちはたまつくり」として掲載した。これが三巻本祖本の姿であつたらうと私は現在のところ想像してゐる。

注1 玉造タマヅクリは吉田東伍博士の大日本地名辞書によると、「これは神龜五年に置かれし玉作軍団の営所なりけん。弘仁六年官符、玉造団、分番兵一千人・玉造塞、分配番上兵士百人、健士二百人と見ゆ。是れ、軍団にして、又城塞を兼ねしなり、千人は、本団毎年点兵の惣数にて、三百人は本塞常守の実数なり。……(中略)

玉造の柵をば、特に塞と書せる例は、延暦八年紀・承和四年紀、弘仁六年官符に見えて、他の多賀、胆沢の両城に分ちしは、其所以のあることなるべし。分配兵数の、他の両城に比して少きに徴拠せば營築の大小守備の厚薄に因り、宝亀以後には、城、塞、營の三様に分かれたれしに似たり。塞はソコと訓む、和名抄「塞、先代反、和名曾古、險要之処、所以隔内外也」……(中略)……さて、玉造の塞といふこと、源兼澄集にも見え、(兼澄は、実方、元輔などと共に、一条帝の時の人なり、其幼少のみぎり奥州へ下りしは、村上円融などの御代か)

十一に侍りし時、父(信孝)のともに、みちの国へまかりたりしに、たまつくりの郡、そこのかはすぎといふ所を、必告げよと云侍りしに、人々も忘れて、告侍らで、早過ぎにき、と云侍りしかば、

音にのみきき渡りつるかはすかきそことも知らで過ぎにけるかな

…(上略)…かくの如くに考按し来れば、玉造の塞は、平安朝の王制弛廢とともにすたれ、信孝、兼澄父子の下向の比には既に名のみ僅に遺りて、駅路の辺なれど、荒墟茫々、行人の注目する者もなかりしこと推断に足らんか。これ定案ならねど、且付録す。

按・玉造の塞柵址は、今詳ならねど、蓋、当時の径路、北進の路頭にあたりて、玉造の駅家に遠からずと悟る。(中略)之を要するに岩出山、真山の間遺址を擬定すべし。(大日本地名辞書)

注2 館—今昔物語の例はすべて国守等の公邸公舎である。
今昔、肥後ノ国ニ一人ノ書生有ケリ。朝暮ニ館ニ參テ、公事ヲ勤テ年来ヲ経タル間ニ、急グ事有テ、早朝ニ家ヲ出デ、館ニ參

ケルニ、(卷十二、第廿八 171頁)

。觀実ノ君、請ニ趣テ、守ノ館ニ行テ、法花経ヲ誦スルニ、(卷十二、第卅五 194頁)

。今昔、近江ノ守口ノ□□ト言ケル人、其ノ国ニ有ケル間、館ニ若キ男共ノ勇タル教居テ、昔シ今ノ物語ナドシテ、(卷二十七、第十三 491頁)

。己レシモ其ノ橋ハ渡ナムカシ。極シキ鬼也トモ此ノ御館ニ有ル一ノ鹿毛ニダニ乗タラバ(同 右)

。男ハ喘々我レニモ非デ、彼レハ誰ノ時ニ館ニ馳着タレバ館ノ者共立騒テ、(同 右 493頁)

。其ノ館ノ柱ニ書付タリケル歌ハ、生ニテ不失デ有ケリトナム語り伝ヘタルトヤ(卷二十四、第四十二 341頁)

。館ノ使ヲ以テ国ノ間ヘ追出シテケリ(卷二十四第五十 347頁)

。守ノ館ノ女ノ童ノ持行タリケルヲ(卷二十四第五十 347頁)

注3 館—大日本国語辞典に「館」を城の狭小なるものとして次の例をあげてゐるが、それらは「館は貴賓邸宅、国守の公邸」といふ平安朝の語意をなほ失はないので、
「城」といふ戦争を予定した陣地的居宅ではない。そこがたまたま戦闘の場になつたまでであると解せられる。

。平家八、征夷將軍院宣「兵衛佐の館へ立向かふ。内外に侍あり共に十六間まで有りけり。」

。徒然草「敵襲ひ来たりて囲み攻めけるに、館のうちにつはもの二人出で来て、命を惜しまで戦ひて」

注4 塞。国境の要害の地に設くる砦。
欽明記「築三百合野塞」。同「預治營壁」和名「塞曾古險要之処、

(三一頁へ続く)